

法学・政治学専攻における研究生及び科目等履修生に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、金沢大学大学院法学研究科規程第29条第2項の規定に基づき、金沢大学大学院法学研究科（以下「研究科」という。）の研究生及び科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 研究生及び科目等履修生の入学資格は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学を卒業し、学士の学位を授与された者
- (2) 外国において15年の課程を修了した者
- (3) その他研究科において、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 研究生又は科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて所定の期日までに研究科長に願い出なければならない。

一 研究生

- (1) 研究生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 研究計画書
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (5) 日本に居住している外国人にあっては、在留カードの写し
- (6) その他研究科が指定する書類

二 科目等履修生

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- (3) 在職中の者は、所属長の承諾書
- (4) その他研究科が指定する書類

(選抜方法等)

第4条 研究生の受入れ予定教員は、当該教員を含めた2名以上の教員による口述試験を実施し、実施後速やかに「研究生口述試験実施報告書（以下、「報告書」という。）」を研究科長に提出する。

- 2 専攻会議は、前項の報告書及び書類審査等により、合否を決定する。
- 3 科目等履修生として入学を志願する者については、口述試験、書類審査等により専攻会議が選考し、合否を決定する。
- 4 第1項又は前項の規定にかかわらず、専攻会議において認めた場合は口述試験を省略することがある。

(入学手続)

第5条 前条の選考に合格した者は、指定された期限までに、入学料を納付しなければならない。

- 2 研究科長は、前項の入学手続を行った者に入学を許可する。

(研究生の研究期間・研究指導)

第6条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、専攻

会議の議を経て、研究期間の延長を認めることがある。

2 研究生には、その研究課題に応じて研究科長が指導教員を指定する。

(科目等履修生の入学時期・単位の授与)

第7条 科目等履修生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

2 一又は複数の授業科目を履修し、その試験に合格した科目等履修生に対し単位を与える。

(研究生の退学)

第8条 研究生が退学しようとするときは、研究科長に届け出るものとする。

(証明書)

第9条 研究生又は科目等履修生であった者が請求したときは、研究期間、研究課題等又は履修科目等について証明書を交付することができる。

(授業料)

第10条 研究生及び科目等履修生は、指定された期限までに授業料を納付しなければならない。

(検定料、入学料、授業料の額等)

第11条 研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、金沢大学学則別表第二のとおりとする。

2 納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。

3 国費外国人留学生実施要領（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び現職教育のため任命権者の命により派遣される職員については、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(通則等の準用)

第12条 この細則に定めるもののほか、研究生及び科目等履修生について必要な事項は、金沢大学学則、金沢大学大学院学則、金沢大学大学院法学研究科規程等を準用する。

(細則)

第13条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に必要な事項は、専攻会議が定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。